

地域包括ケアシステムにおいて かかりつけ薬剤師・薬局に期待される役割

～健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を中心に～

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
企画調整専門官 高村 建人
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- はじめに

- **薬剤師**
- **健康サポート薬局**
- **地域連携薬局**
- **専門医療機関連携薬局**

（薬剤師の任務）

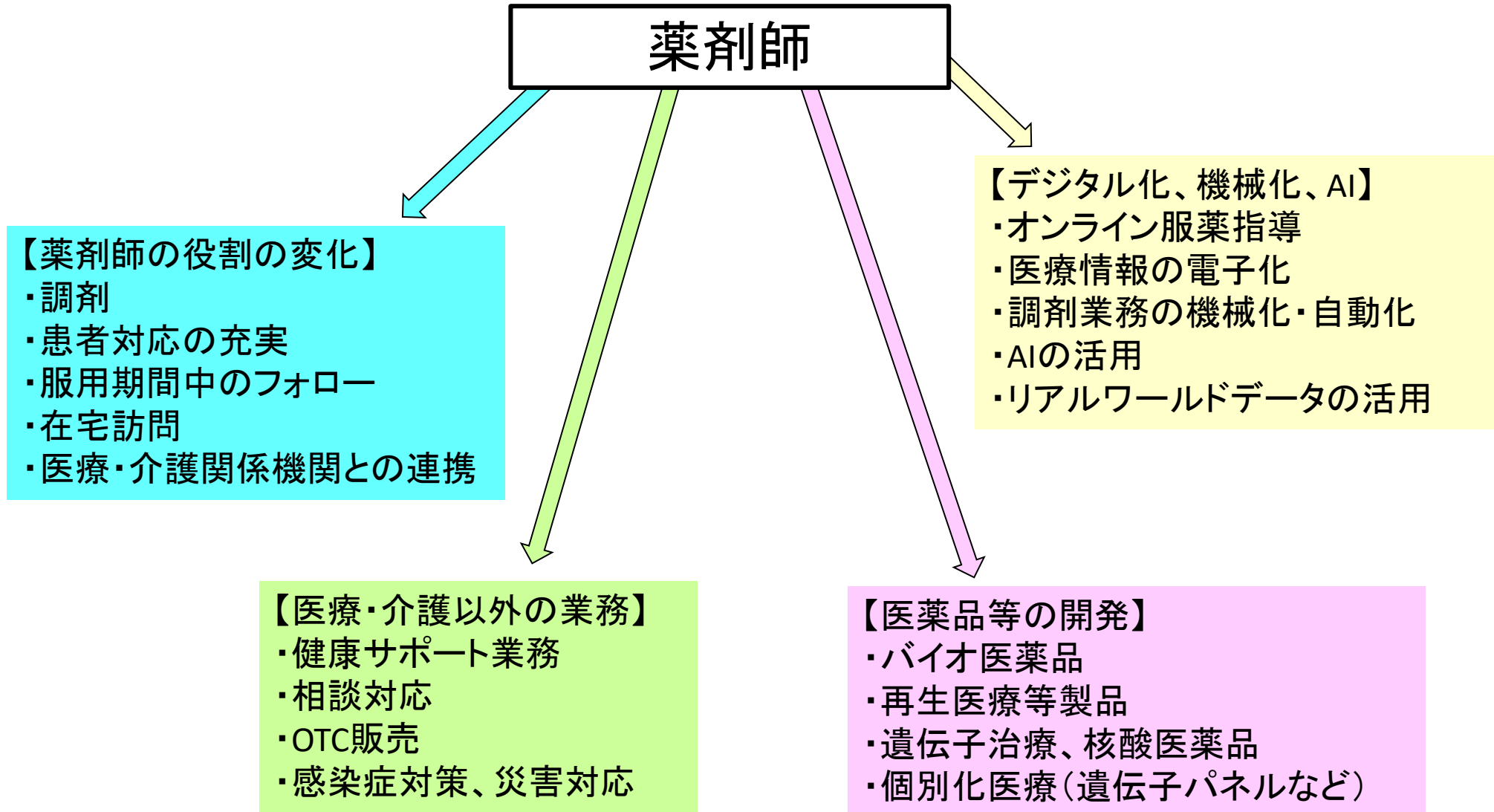
第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他
薬事衛生をつかさどることによつて、
公衆衛生の向上及び増進に寄与し、
もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

<参考：医師法>

（医師の任務）

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて、
公衆衛生の向上及び増進に寄与し、
もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

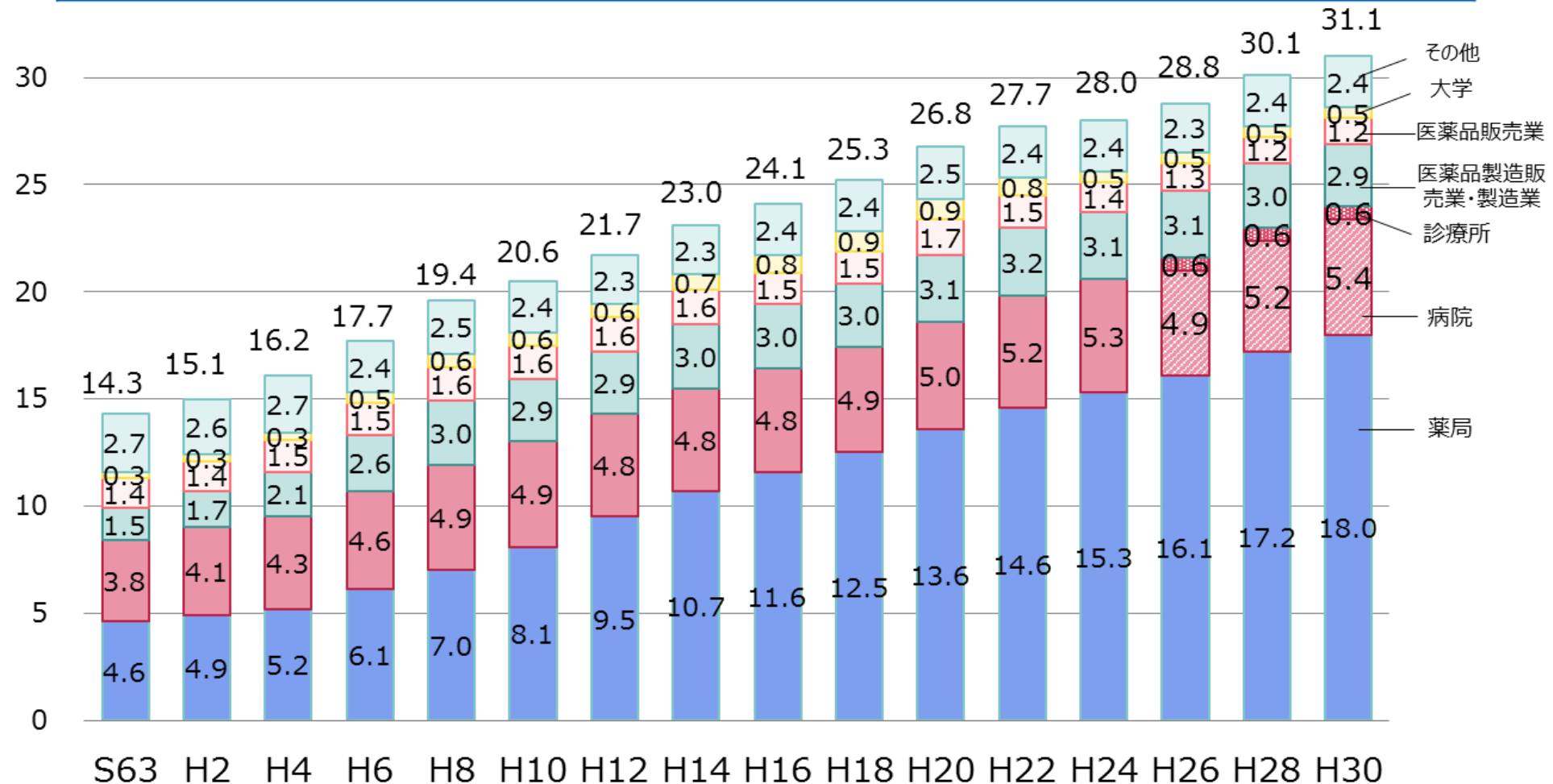
調剤をすることだけが薬剤師の業務ではない（調剤報酬の点数だけが業務ではない）
扱う医薬品も多様化している



- 薬剤師を取り巻く状況

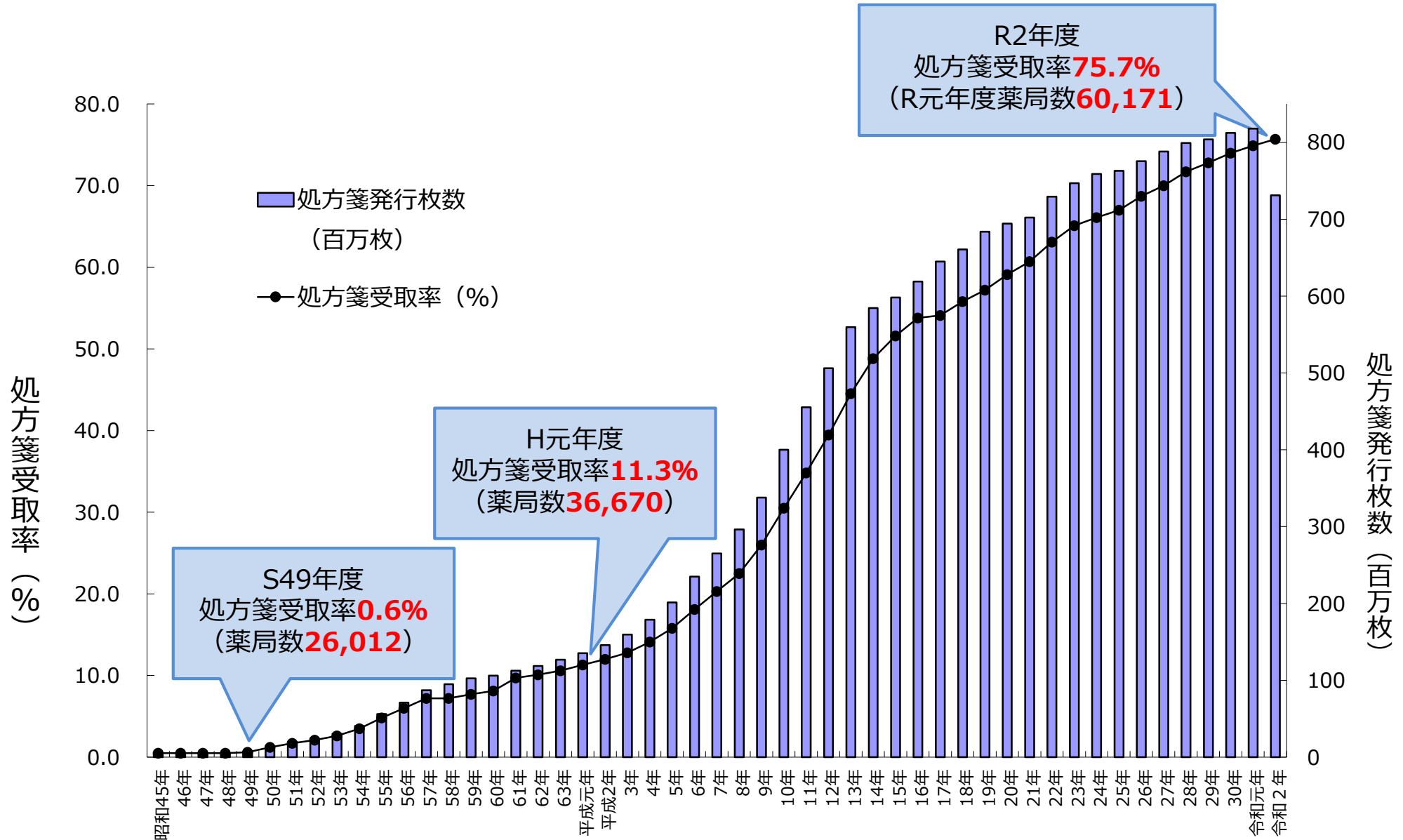
薬剤師数の推移（万人）

○ H30年12月31日現在における届出薬剤師数は31.1万人、このうち薬局薬剤師数は18.0万人、医療施設（病院・診療所）の薬剤師は6.0万人である。



（出典）医師、歯科医師、薬剤師統計
※ 平成26年より病院・診療所それぞれの従事者数も調査している

処方箋受取率の年次推移



$$\text{※処方箋受取率 (\%)} = \frac{\text{処方箋枚数(薬局での受付回数)}}{\text{内科診療(入院外)日数} \times \text{内科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$$

かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～ 対物業務 から 対人業務 へ～

患者中心の業務

薬中心の業務

- ・ 処方箋受取・保管
- ・ 調製(秤量、混合、分割)
- ・ 薬袋の作成
- ・ 報酬算定
- ・ 薬剤監査・交付
- ・ 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、検査値や疾患名等の患者情報を共有
- 医薬品の安全性情報等の最新情報の収集

専門性＋コミュニケーション
能力の向上

患者中心の業務

- ・ 処方内容チェック
(重複投薬、飲み合わせ)
- ・ 医師への疑義照会
- ・ 丁寧な服薬指導
- ・ 在宅訪問での薬学管理
- ・ 副作用・服薬状況の
フィードバック
- ・ 処方提案
- ・ 残薬解消

薬中心の業務

ここ数年来、対人業務の充実が必要というメッセージを出し続けている

患者のための薬局ビジョン（H27.10）

- 患者本位の医薬分業の実現のため、「**かかりつけ薬剤師・薬局**」を推進、対人業務の充実

診療報酬改定（H28、H30、R2）

- **対人業務の評価を充実**（かかりつけ薬剤師指導料、残薬や減薬の取組の評価など）

調剤業務のあり方に関する通知（H31.4.2通知）

- 対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質確保を前提として対物業務を効率化するため、**薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的考え方**を整理して通知
- **調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示**に基づく対応、薬局開設者による研修等の実施

薬機法等の一部を改正する法律（R元.12公布）

- 対人業務を充実させ、**薬剤師・薬局の機能強化のための改正**（医療機関等と連携して患者を支えるための体制整備 ⇒服薬状況のフォローアップ、認定薬局）

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（R3.6とりまとめ）

- **薬剤の調製などの対物業務を医療安全確保のもと適切かつ効率的に実施することが重要**であり、その前提のもと、**引き続き、対物中心の業務から、患者・住民との関わりの度合いの高い対人業務へとシフト**することにより、薬物療法や健康維持・増進の支援に一層関わり、患者・住民を支えていくことが求められる。

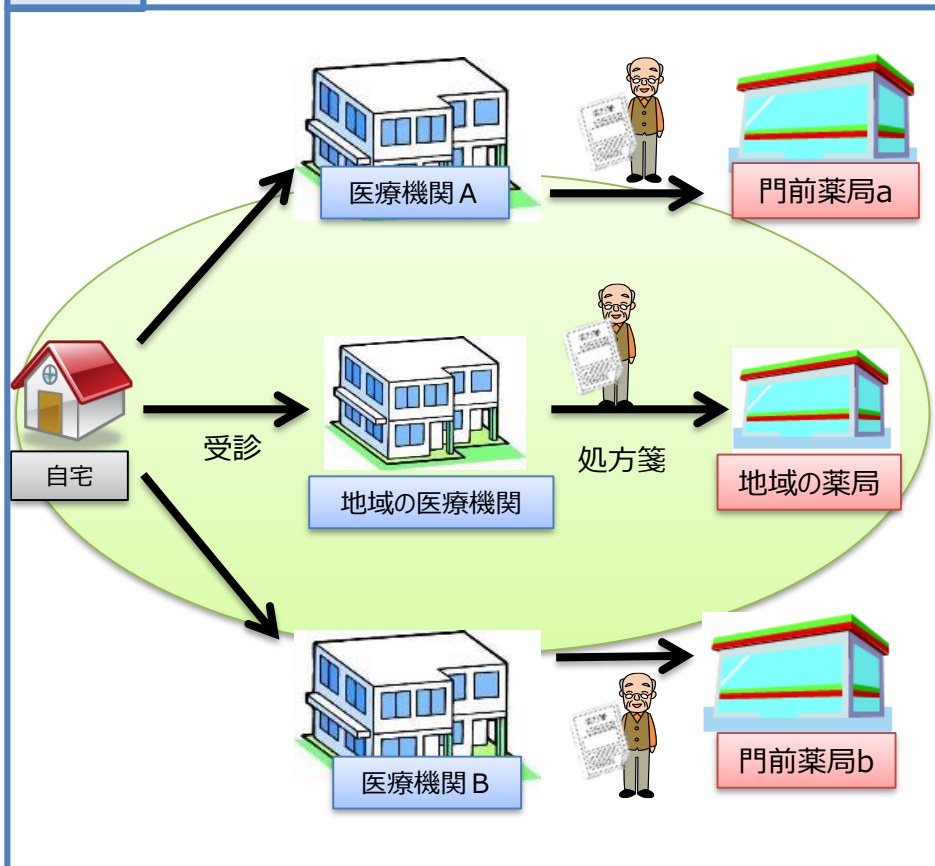
- 「患者のための薬局ビジョン」について

医薬分業に対する基本的な考え方

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながる。

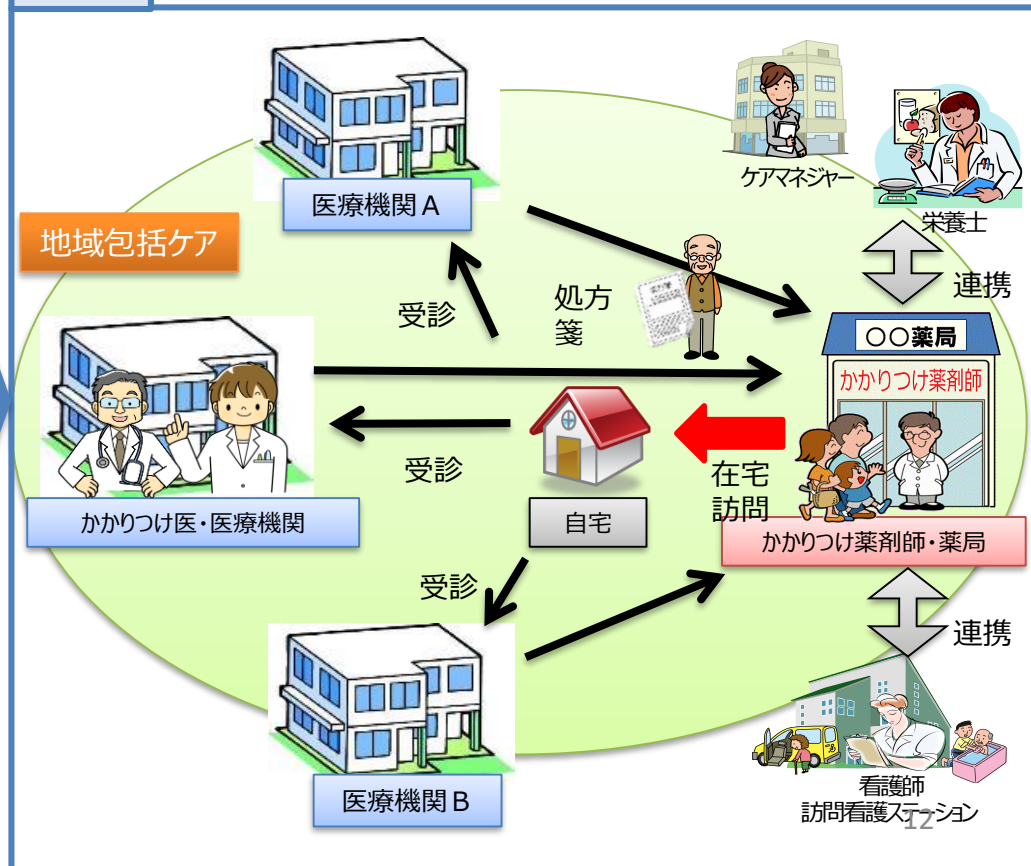
今後の薬局の在り方（イメージ）

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後

患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
 - ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・ 患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

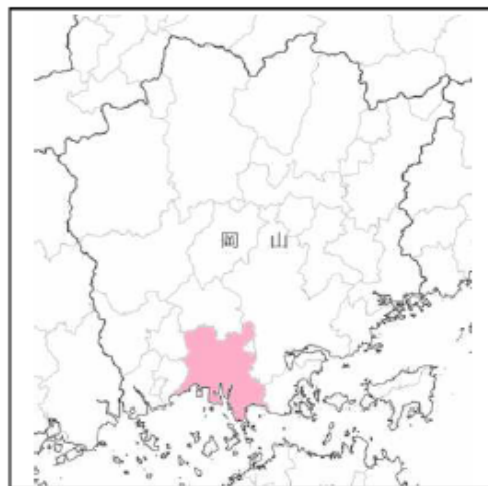
24時間対応・在宅対応

- ☆ 夜間・休日、在宅医療への対応
 - ・ 24時間の対応
 - ・ 在宅患者への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 疑義照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

1. 地域ケア会議への参加や市との意見交換の実施等を通じた 薬剤師の地域包括ケアシステムへの参画〔岡山県倉敷市〕



【基本データ】（平成28年3月31日現在）

*人口：483,547人

*世帯：205,042世帯

*うち、高齢者人口：125,777人

*高齢化率：26.0%

*市の概要：岡山県南部に位置し瀬戸内海に面する。白壁の町並みが残り観光都市としての一面を持っている。

○ポイント

市の地域包括ケアシステム構築に向けた取組に対して、薬剤師が地域ケア会議への参加や市との意見交換の実施等を通じ平成27年度から本格的に参画した事例である。

介護支援専門員の交流会に薬剤師が講師として参加したり、多職種間で用いられている連携シートを自分の患者に活用する薬剤師が出てきているなど、多職種連携に向けた取組が現場レベルで進みつつある。

2. 輪番制による薬剤師の地域ケア会議への参画〔大分県杵築市〕



【基本データ】（平成28年3月31日現在）

- *人口：30,486人
- *世帯：13,513世帯
- *うち、高齢者人口：10,545人
- *高齢化率：34.6%
- *市の概要：大分県の北東部、国東半島の南部に位置する。主たる産業は製造業である（平成25年度総生産ベース）。

〇ポイント

要介護認定率が高かったことを踏まえ、地域ケア会議の先進事例である埼玉県和光市を参考として、平成23年12月に、個別ケースの課題解決からネットワークの構築、地域課題の発見、社会資源の整備、政策形成まで幅広いテーマを目的とした地域ケア会議を立ち上げ、その結果として要介護認定率は大分県と同水準まで低下した。薬剤師は、薬剤師会から派遣された4名がローテーションで地域ケア会議に参画している。

かかりつけ薬剤師・薬局の取組に関する事業

- 地域包括ケアシステムにおいて薬剤師・薬局が参画している好事例集
(平成28年度患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン検討事業)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/actionplan03.pdf>
- かかりつけ薬剤師・薬局の取組に関する事例集
(平成29年度患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000507667.pdf>
- かかりつけ薬剤師・薬局の取組に関する事例集
(平成30年度患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614799.pdf>

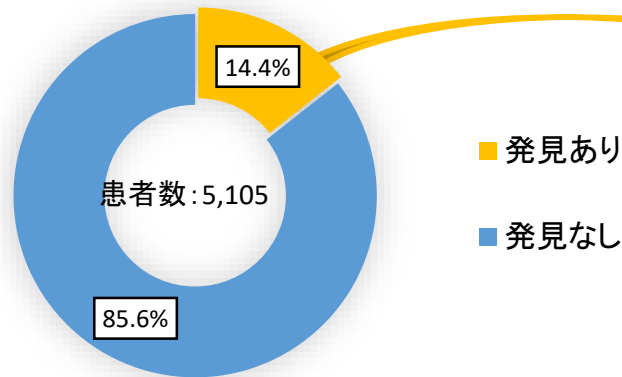
在宅医療への薬剤師の関与とその意義

中医協 総 - 2
2 7 . 1 1 . 1 1

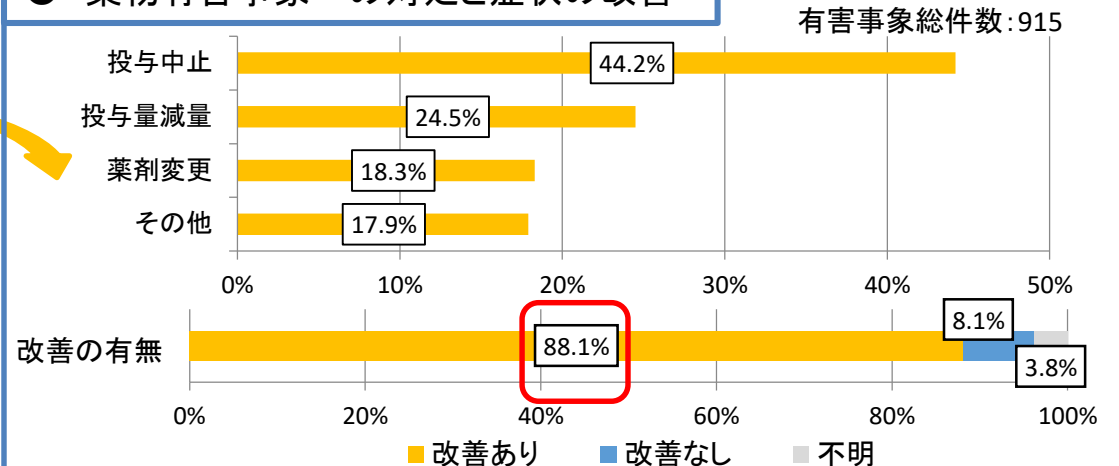
○在宅医療において薬剤師が関与することで、有害事象や服薬状況が改善。

※ 在宅医療を実施している薬局へのアンケート結果(回答数1,890薬局)

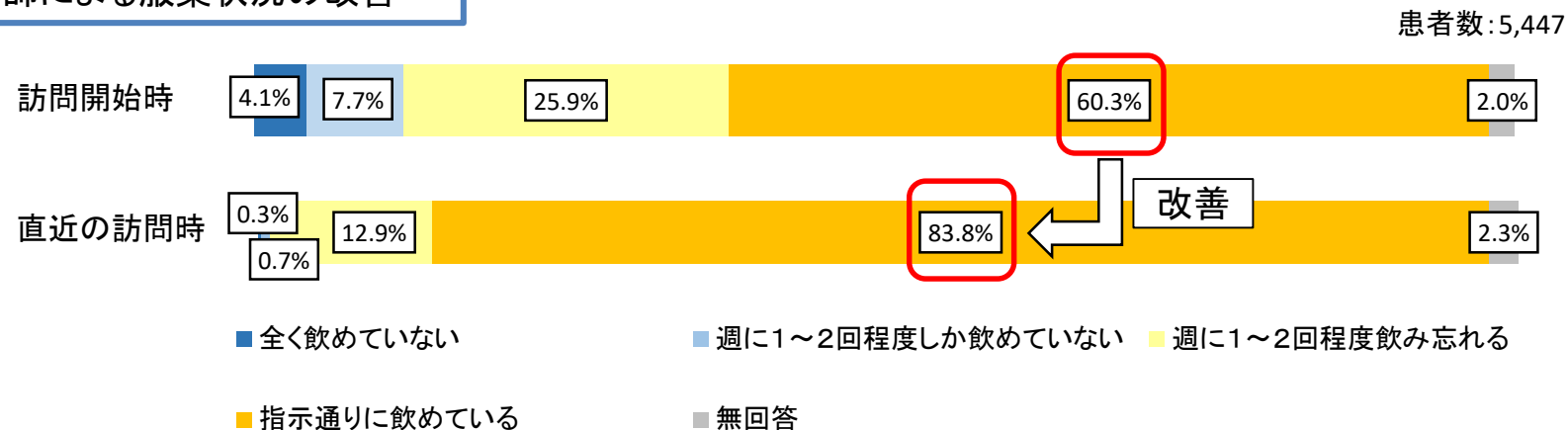
● 薬剤師による薬物有害事象の発見



● 薬物有害事象への対処と症状の改善



● 薬剤師による服薬状況の改善



- 健康サポート薬局について

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康づくり支援の具体的な取組の一例 （健康相談イベントの実施）

- 健康づくり支援の具体的な取組の一例として、定期的に相談日等のイベントを開催することが重要である。

イベントの一例

無料相談健康デー

平成27年4月1日（水）



9:00～17:00

【内容】

- ・ 薬剤師によるお薬相談、健康相談
- ・ 栄養士による栄養相談etc.



ご家族やお友達と気軽にお越しください
お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●●薬局

〒●●●●●●●●●●

●●●●●●●●市●●●●●●

開局時間 月から土 9時～17時45分

日・祝日休業

電話：●●●●●●●●●●

FAX：●●●●●●●●●● 駐車場あります。



【画像】 日本薬剤師会から提供

薬局による健康サポートの一例～禁煙サポートの実施（喫煙）

○薬剤師が積極的に禁煙を啓発し、薬局に来客した喫煙者を対象に、禁煙プログラムを提供することで、地域における喫煙率の低下による健康増進及び地域の医療関係者等との連携を促進する。

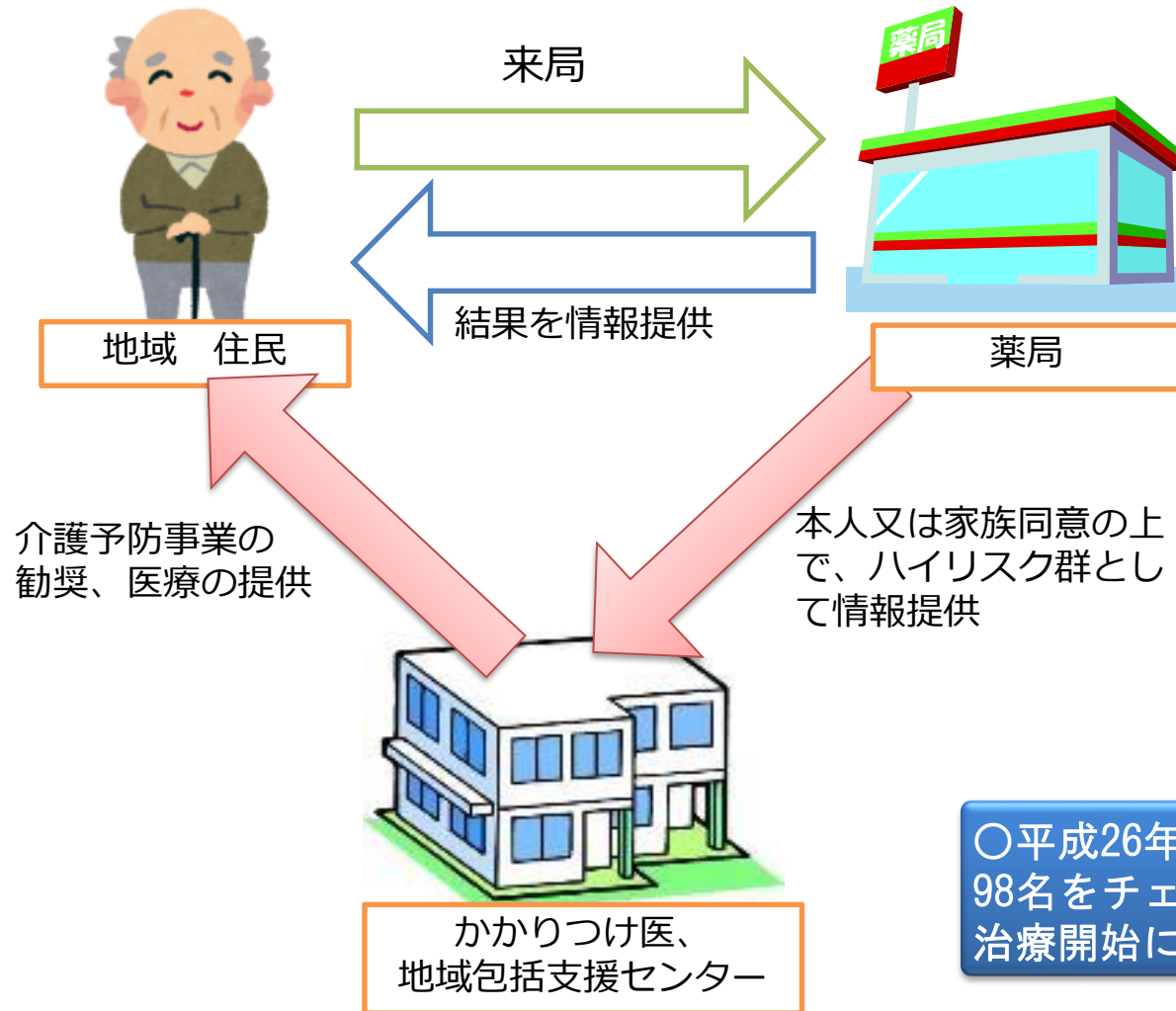


○平成26年10月～12月のうち1ヵ月間に80薬局において、禁煙の声かけを実施し、喫煙者へ禁煙に関する説明（453人）を行い、禁煙希望者（112人）に対し、禁煙の啓発・誘導及び禁煙プログラムの提供、禁煙プログラムに基づき、受診勧奨（46人）や禁煙指導（66人）を実施（長野県）。

薬局による健康サポートの一例

認知症の疑いのある人の早期発見へのサポート（こころの健康づくり）

○薬局に来客した方やその家族を対象に、生活機能の低下が疑われる方に対しチェックシートを用いた確認を勧め、認知症疑いの方を早期に発見し、関係機関でのフォローアップや受診勧奨につなげる。



「ものわすれ相談窓口」に来た地域住民や薬の理解や管理においてこれまでできていたことができなくなった患者にチェックシートを用いた確認を実施



ものわすれ相談窓口
（京都府）



チェックシート（京都府医師会
認知症疾患医療センター監修）

○平成26年9月15日～12月15日に24薬局で実施し、98名をチェック。52名に受診勧奨を実施。実際の治療開始に繋がった事例あり（京都府）。

健康サポート薬局に係る現状

出前講座

薬剤師「いまさら聞けないお薬の疑問」
看護師「認知症予防」
栄養士「減塩のコツ」 等の
地域住民向け講座の実施。



健康フェア

お薬・栄養・介護相談会

薬剤師・管理栄養士がコラボレーション。
病気や食生活に関する話題の提供や
相談会の実施。



〇〇モ活動教室

ちょっとそこまで歩こう会

薬局に地域住民が集まり、看護師等も
同行しながらウォーキング等を実施。



受診勧奨により早期治療につながった事例（皮疹）

【背景】

○ 塗り薬を求めて薬局を訪れた。

【健康サポート薬局における対応】

○ 症状を伺った結果、带状疱疹の可能性を考慮し、受診勧奨をした。

【その後の経過】

○ その後、抗ウイルス薬の処方箋を持参され、带状疱疹であったことを確認した。

健康通信

季節に合わせて健康や疾病
予防に関する情報を発信。



1日薬剤師体験

地域の子供たちが、薬の
作り方や薬剤師の仕事
など薬局の裏側を体験。



健康サポート薬局数

全数 2,608 (令和3年6月30日時点)

北海道	1 2 3	東京都	3 0 8	滋賀県	2 3	徳島県	3 1
青森県	2 3	神奈川県	1 5 2	京都府	3 6	香川県	3 3
岩手県	1 6	新潟県	4 6	大阪府	2 4 7	愛媛県	2 9
宮城県	4 0	山梨県	1 2	兵庫県	5 6	高知県	1 6
秋田県	3 8	長野県	6 1	奈良県	2 0	福岡県	1 0 7
山形県	2 6	富山県	1 6	和歌山県	5 3	佐賀県	1 4
福島県	5 8	石川県	3 7	鳥取県	9	長崎県	3 5
茨城県	9 0	岐阜県	3 7	島根県	1 7	熊本県	4 4
栃木県	4 2	静岡県	5 5	岡山県	5 5	大分県	3 1
群馬県	3 9	愛知県	7 5	広島県	5 9	宮崎県	1 1
埼玉県	1 6 1	三重県	4 5	山口県	3 6	鹿児島県	2 7
千葉県	9 2	福井県	12			沖縄県	1 5

健康サポート薬局数（全157自治体別） 1/2

令和3年6月30日現在

自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数
北海道 [123]	54	福島県 [58]	25	東京都 [308]	62	荒川区	7	山梨県 [12]	7
札幌市	54	福島市	17	千代田区	7	板橋区	16	甲府市	5
旭川市	4	郡山市	12	中央区	7	練馬区	14	長野県 [61]	38
函館市	7	いわき市	4	港区	18	足立区	13	長野市	14
小樽市	4	栃木県 [42]	34	新宿区	5	葛飾区	9	松本市	9
青森県 [23]	11	宇都宮市	8	文京区	7	江戸川区	15	富山県 [16]	9
青森市	8	群馬県 [39]	23	台東区	11	八王子市	12	富山市	7
八戸市	4	前橋市	8	墨田区	12	町田市	13	石川県 [37]	22
岩手県 [16]	12	高崎市	8	江東区	4	神奈川県[152]	23	金沢市	15
盛岡市	4	埼玉県 [161]	102	品川区	17	横浜市	76	岐阜県 [37]	32
宮城県 [40]	24	さいたま市	36	目黒区	5	川崎市	28	岐阜市	5
仙台市	16	川越市	11	大田区	14	相模原市	10	静岡県 [55]	31
秋田県 [38]	21	川口市	7	世田谷区	16	横須賀市	7	静岡市	16
秋田市	17	越谷市	5	渋谷区	6	藤沢市	7	浜松市	8
山形県 [26]	21	千葉県 [92]	62	中野区	4	茅ヶ崎市	1	※ []内の数字は各都道府県内の全数	
山形市	5	千葉市	10	杉並区	7	新潟県 [46]	25		
茨城県 [90]	77	船橋市	8	豊島区	5	新潟市	21		
水戸市	13	柏市	12	北区	2				

健康サポート薬局数（全157自治体別） 2/2 令和3年6月30日現在

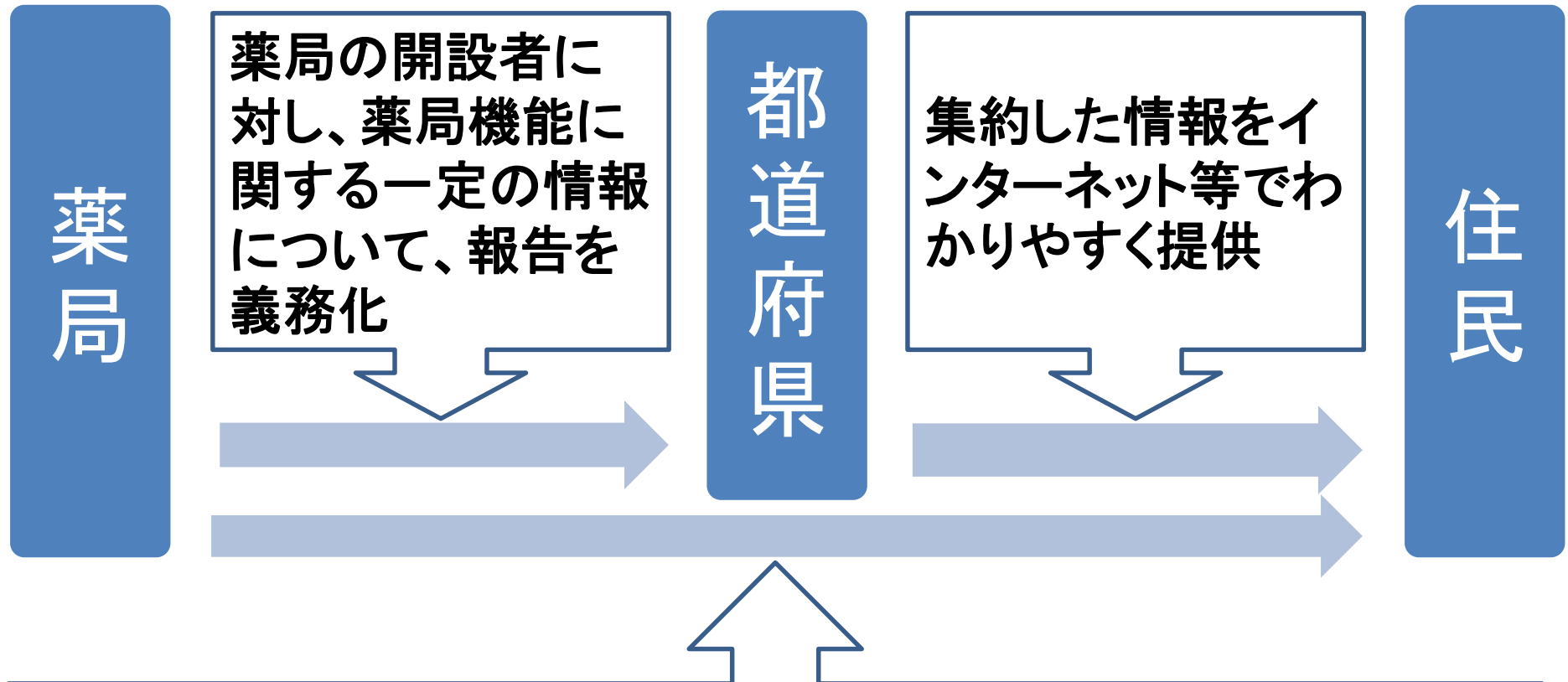
自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数	自治体	届出数
愛知県 [75]	31	福井県 [12]	7	島根県 [17]	11	愛媛県 [29]	18
名古屋市	33	福井市	5	松江市	6	松山市	11
豊橋市	3	滋賀県 [23]	13	岡山県 [55]	20	高知県 [16]	11
岡崎市	3	大津市	10	岡山市	22	高知市	5
豊田市	1	京都府 [36]	10	倉敷市	13	佐賀県 [14]	14
一宮市	4	京都市	26	広島県 [59]	18	長崎県 [35]	18
三重県 [45]	39	兵庫県 [56]	18	広島市	31	長崎市	13
四日市市	6	神戸市	26	福山市	8	佐世保市	4
大阪府 [247]	68	姫路市	3	呉市	2	熊本県 [44]	31
大阪市	80	尼崎市	1	山口県 [36]	28	熊本市	13
堺市	15	明石市	5	下関市	8	大分県 [31]	22
豊中市	11	西宮市	3	徳島県 [31]	31	大分市	9
高槻市	6	奈良県 [20]	13	香川県 [33]	23	宮崎県 [11]	9
枚方市	9	奈良市	7	高松市	10	宮崎市	2
八尾市	13	和歌山県 [53]	27	福岡県 [107]	45	鹿児島県 [27]	20
東大阪市	13	和歌山市	26	北九州市	11	鹿児島市	7
寝屋川市	6	鳥取県 [9]	8	福岡市	49	沖縄県 [15]	12
吹田市	26	鳥取市	1	久留米市	2	那覇市	3

※ []内の数字は各都道府県内の全数

薬局機能情報提供制度の概要

患者が薬局を選択する際に必要な情報を、当該薬局及び都道府県において公開する制度

※根拠条文：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八条の二



- 「一定の情報」は薬局でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に応ずる必要な措置

- 薬機法改正の概要（薬剤師・薬局関連）
 - － 地域連携薬局

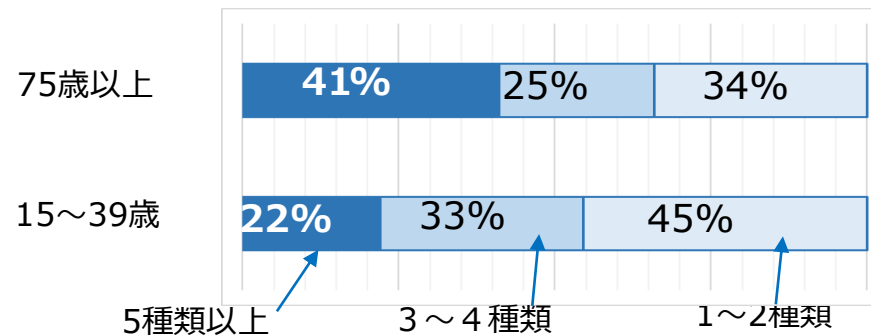
- 《施策の基本理念》
- 1 優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供
 - 2 住み慣れた地域で安心して医薬品を使用できる環境整備

薬剤師・薬局のあり方見直し

➤ 地域医療における薬物療法の重要性

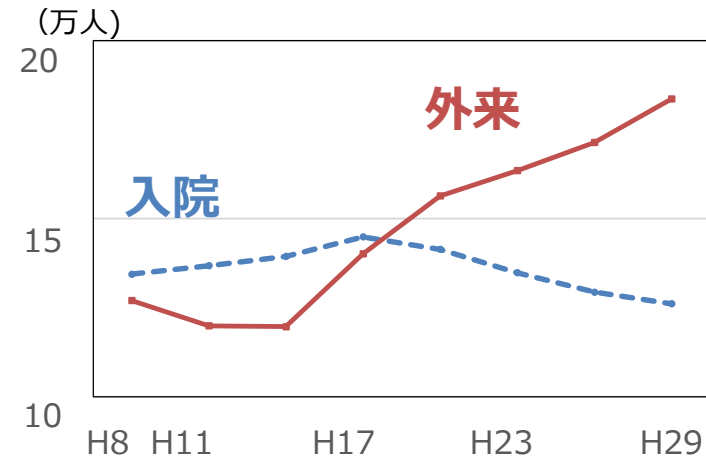
- ・高齢化の進展による多剤投与とその副作用の懸念の高まり
- ・外来で治療を受けるがん患者の増加

<レセプト1件当たりの薬剤種類数（薬局）>



（平成28年社会医療診療行為別統計より）

<調査日に受療したがん患者の推計数>



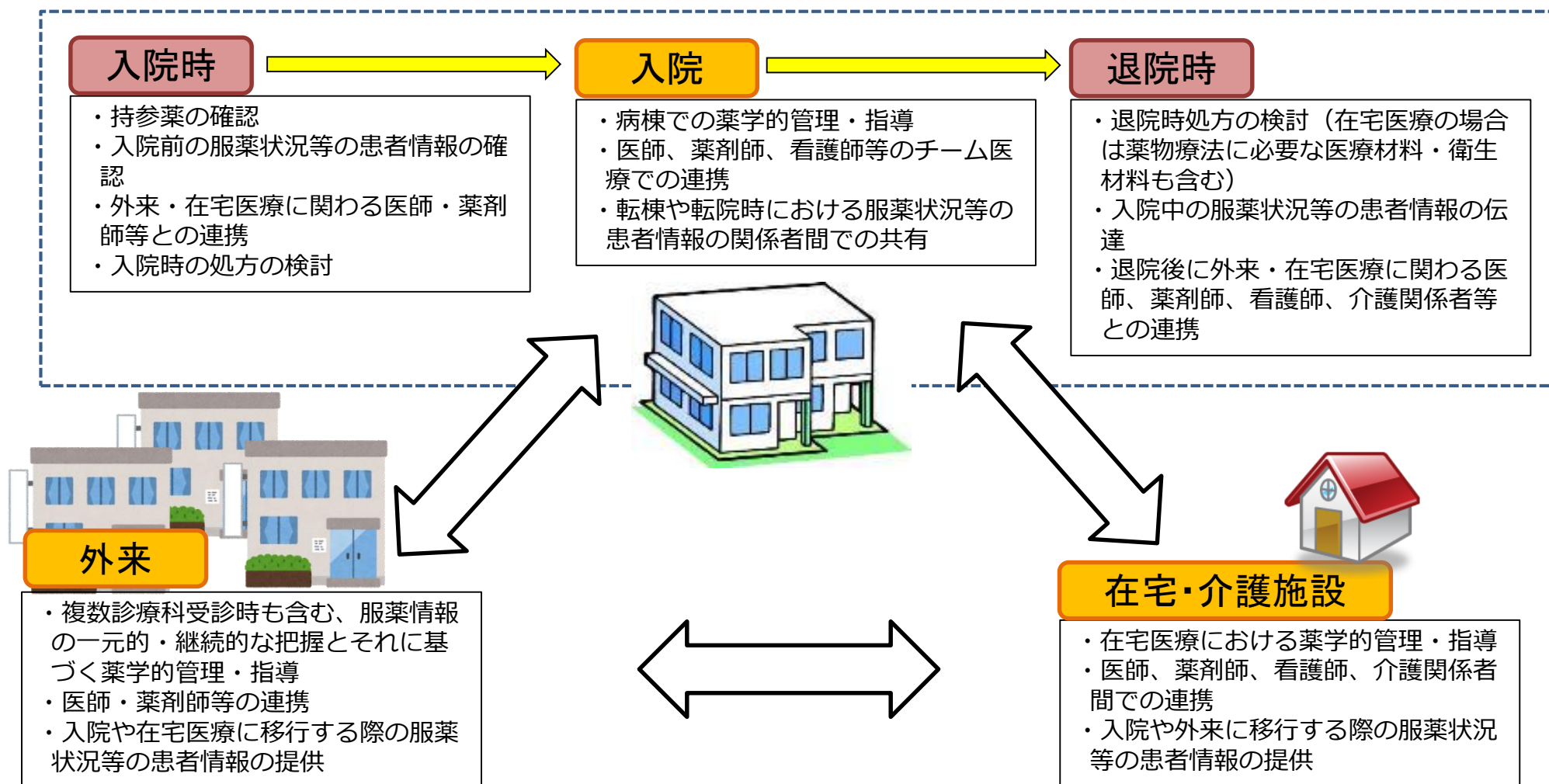
（平成29年患者調査より）

➤ 医薬分業の効果を患者が実感できていないという指摘

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ➤ 調剤した後の服薬状況の把握・服薬指導の義務づけ | ➤ 法令遵守体制の整備 |
| ➤ 薬局の認定制度（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局） | ➤ 薬局の定義の改正 |
| ➤ オンライン服薬指導 | |

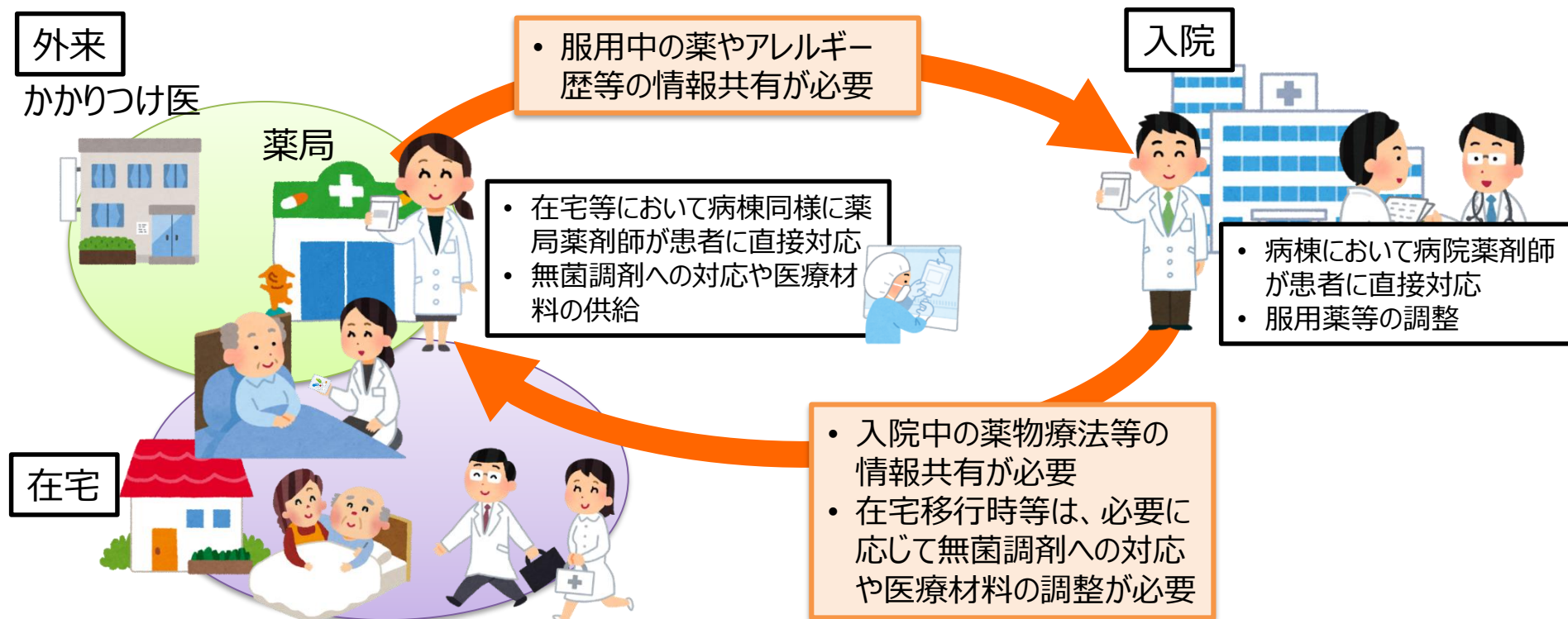
薬物療法に関する連携（イメージ）

- 安心・安全で質が高く効果的・効率的な医療・介護サービスを提供する上で、患者の薬物療法に関しても、有効で安全な薬物療法を切れ目なく継続的に受けられるようにすることが必要。
- このため、薬物療法に関わる関係者が、患者の服薬状況等の情報を共有しながら、最適な薬学的管理やそれに基づく指導を実施することが求められる。



病院薬剤師と薬局薬剤師のシームレスな連携の必要性

- 入院医療だけでは完結しない → 地域包括ケアシステムでの対応
- 入退院時における患者の薬物療法に関する情報共有、処方薬の調整等をどのように対応するか
- 薬局薬剤師（かかりつけ薬剤師）、病院薬剤師ともに、地域包括ケアシステムの下で何をすべきか考える必要がある
(薬剤師同士だけではなく、多職種との連携 = 地域のチーム医療)



特定の機能を有する薬局の認定

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応



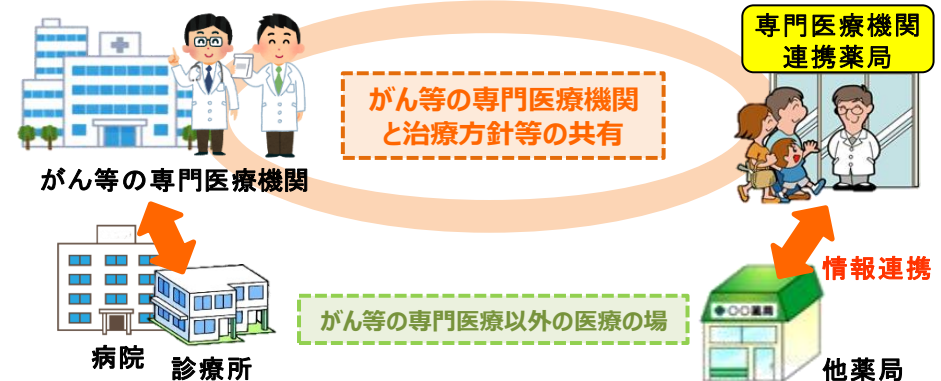
患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

認定薬局の役割

地域連携薬局

- 外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

専門医療機関連携薬局（今回規定した「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

地域連携薬局数

全数 8 3 6 (令和3年9月30日時点)

北海道	6	東京都	1 8 7	滋賀県	1 1	徳島県	4
青森県	2	神奈川県	7 3	京都府	1 7	香川県	9
岩手県	5	新潟県	1 2	大阪府	9 0	愛媛県	2
宮城県	1 8	山梨県	2	兵庫県	2 7	高知県	3
秋田県	2	長野県	5	奈良県	6	福岡県	1 8
山形県	6	富山県	3	和歌山県	1	佐賀県	3
福島県	4	石川県	1 2	鳥取県	1	長崎県	1
茨城県	3 6	岐阜県	8	島根県	5	熊本県	1 0
栃木県	1 7	静岡県	1 9	岡山県	9	大分県	2
群馬県	7	愛知県	2 1	広島県	2 5	宮崎県	1
埼玉県	6 6	三重県	1 7	山口県	2	鹿児島県	1 0
千葉県	4 9	福井県	0			沖縄県	2

専門医療機関連携薬局数

全数 48（令和3年9月30日時点）

北海道	0	東京都	6	滋賀県	2	徳島県	1
青森県	0	神奈川県	5	京都府	0	香川県	0
岩手県	1	新潟県	0	大阪府	1	愛媛県	1
宮城県	2	山梨県	0	兵庫県	1	高知県	0
秋田県	0	長野県	2	奈良県	0	福岡県	3
山形県	2	富山県	0	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	0	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	0
茨城県	2	岐阜県	1	島根県	0	熊本県	1
栃木県	1	静岡県	0	岡山県	0	大分県	1
群馬県	3	愛知県	3	広島県	0	宮崎県	0
埼玉県	2	三重県	0	山口県	0	鹿児島県	0
千葉県	4	福井県	0			沖縄県	0

- 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（令和3年6月30日）

2. 今後の薬剤師に求めるべき役割及びそれを踏まえた需給推計

（1）今後の薬剤師が目指す姿

① 薬局（抜粋）

- 薬機法改正により、調剤後の継続的な服薬状況の把握・指導が義務づけられたことも、服用期間中の薬物療法に積極的に関わっていくことを求めたものであり、患者に寄り添った対応が必要である。また、本年8月からは認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度が施行され、医療機関等と連携しながら薬剤師の専門性を発揮していくことが今後期待される。
- 地域包括ケアシステムの中で役割を果たすためには、各地域の実情に応じ、他の職種や医療機関等と連携し、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが重要であり、そのような取組を通じて、ポリファーマシーや重複投薬、相互作用の防止、残薬解消を含む適切な薬学的管理を行っていく必要がある。そのため、医療機関等の業務、薬剤師や他の職種が担う役割についても理解しておくことが必要となる。特に、医療機関との連携に関しては、医療現場の業務を理解したうえで、患者の治療状況も把握・理解しておくことが必要であり、医療機関における会議・研修等に参加することなどの連携を充実させるための取組が効果的である。また、介護施設や居宅における在宅医療へ関わるために、介護関係施設等との会議・研修等への参加も同様である。

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（令和3年6月30日）

2. 今後の薬剤師に求めるべき役割及びそれを踏まえた需給推計

（1）今後の薬剤師が目指す姿

① 薬局（抜粋）

- 薬局は民間による運営が大半を占めるが、医療法において医療提供施設とされ、薬機法において医薬品を安定的に供給することが求められている、公的役割を担っている施設である。そのため、その業務を調剤に限ることはあるべき姿ではなく、医薬品の供給拠点としての役割を果たしていく必要がある。（薬機法改正により薬局の定義が改正され、薬局は調剤だけではなく情報提供や薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であるとともに、医薬品の販売業の業務を行う場所であることとされている。）
- 処方箋枚数は、高齢者人口の増加等により当面は増加するが、将来的には減少すると予測されていることから、これまでのような医薬分業の進展に伴う処方箋の増加に対応したビジネスモデルは成り立たなくなり、薬局の本来の役割を発揮するためには、処方箋を持たなくても住民がアクセスできるような業務を行うべきである。調剤だけが薬局の役割であるかのような「調剤薬局」という名称が用いられる状況は変えていくべきである。
- 薬局では住民の生活を支えていく取組も必要となる。健康に関する関心・正しい理解、予防・健康づくり（セルフケア）を推進し、症状に応じて適切な市販薬を使用するセルフメディケーションを支援するため、要指導医薬品・一般用医薬品、薬局製剤、衛生材料、介護用品等の提供や必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が必要である。（例えば、薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施、健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室や管理栄養士と連携した栄養相談会の開催など）

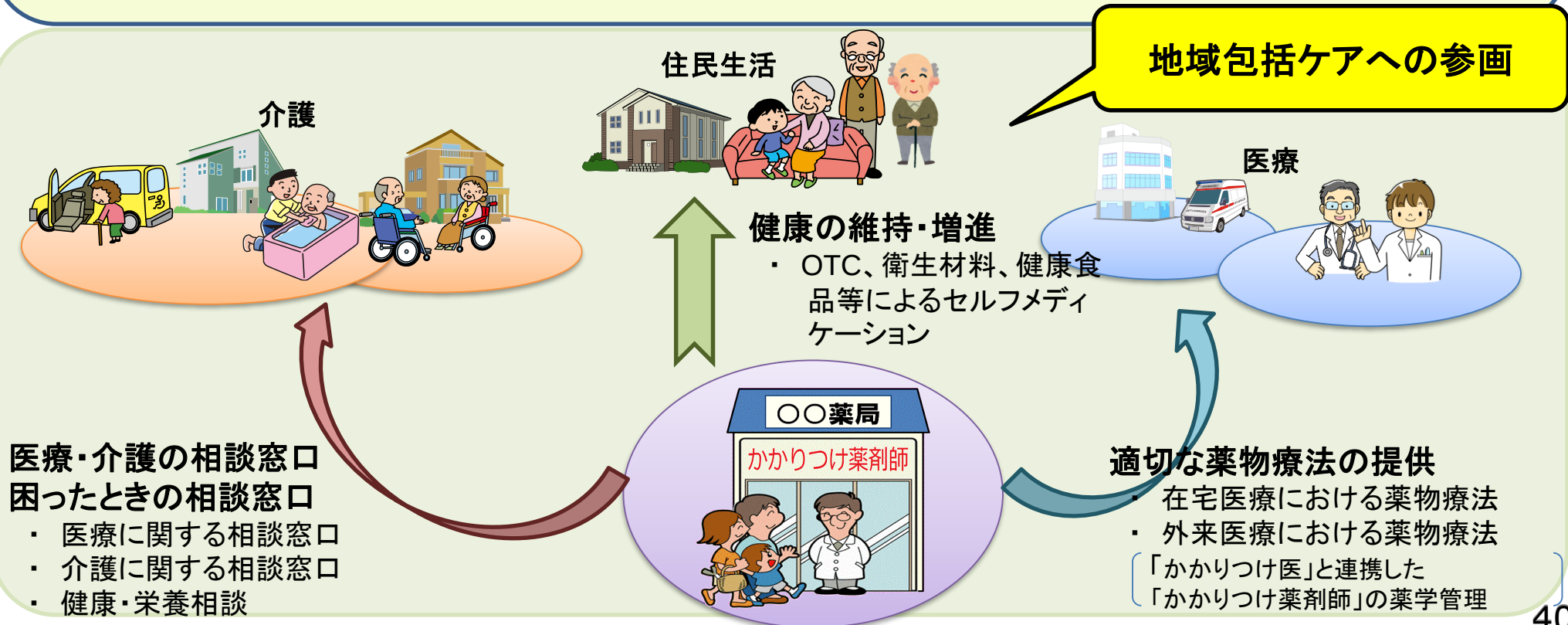
- まとめ

地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能のイメージ

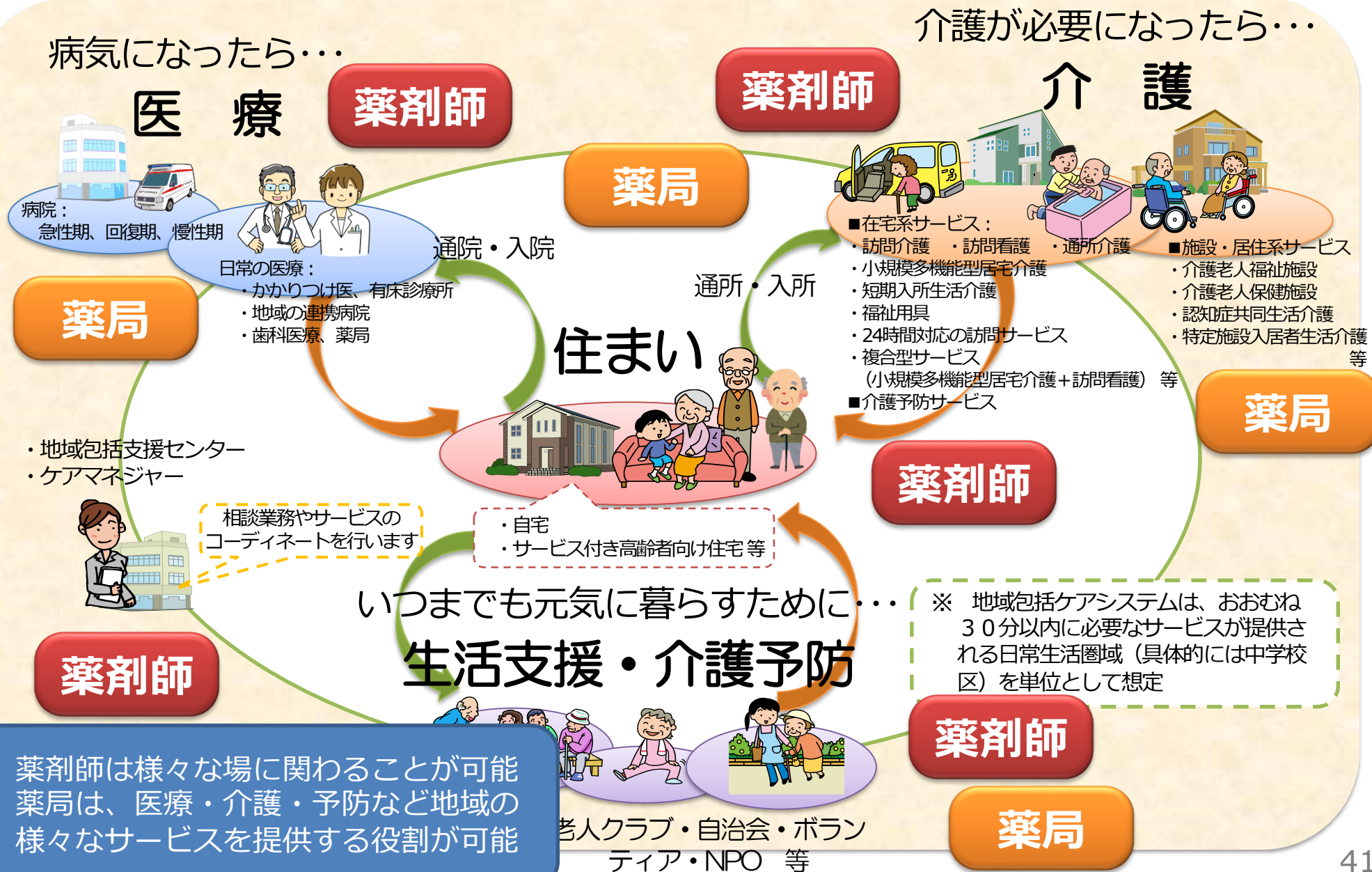
- 薬の専門家として、住民の薬物療法全体(外来、在宅医療)について、一義的な責任を持って提供。
- 住民の健康維持・増進のためにOTC、健康食品等を提供し、その適正な使用促進による健康を確保。
- 最も気軽に相談できるファーストアクセス機能を活用し、医療・介護の住民窓口として、住民の様々な相談(健康相談、栄養相談、介護相談、医療相談等)を最初に受付(適切な相談窓口の提供など)。



- 「かかりつけ薬局・薬剤師」として、かかりつけ医等と連携しながら、上記機能を一体的に地域住民に提供することにより、健康の維持・増進を図りつつ、困ったときの相談役と、医療必要時の適切な薬物療法の提供が可能となり、住民の安心・安全な生活の確保に貢献。



地域包括ケアシステムの姿



地域包括ケアシステムの中で、薬剤師・薬局が果たすことのできる役割がたくさんあります。

➤ **健康サポート機能**

健康の維持・相談に関する相談

OTC医薬品等の提供

➤ **適切な薬物療法の提供**

➤ **在宅医療・介護への対応**

在宅患者に対する薬学的な管理

医療機器、医療材料、介護用品等の提供

都道府県等の薬事担当部局や地域の薬剤師・薬局との連携をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました

●薬局・薬剤師に関する情報

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

厚生労働省 薬局・薬剤師

検索

●おくすりe情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

おくすりe情報

検索

●医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

無料登録で、医薬品・医療機器の安全性情報、医薬品の承認情報がタイムリーにメールで配信されます。

PMDAメディナビ

検索

